

## 南関町 介護保険主治医意見書作成料請求書の取扱いについて

### 1. 主治医意見書作成料等について

「新規・継続」及び「在宅・施設」の費用種別について

主治医意見書作成料は作成の回数や対象者の状況により次のとおりとします。

(単価)

	在 宅	施 設
新 規	5,000 円	4,000 円
継 続	4,000 円	3,000 円

※消費税分を除く

### 2. 判断基準について

#### (1) 「新規・継続」の判断基準

##### 新規

- ① 当該被保険者の意見書を医師が初めて記載する場合。(同じ医療機関で過去に意見書を記載した医師とは別の医師が記載する場合であっても、診療録を参照することが可能な場合は除く。)
- ② 同一医師であっても、前回と所属医療機関が異なり、診療録等の参照が困難な場合。
- ③ 過去に意見書を記載したことはあるが、相当の期間が経過しており、診療録等の参照が困難な場合。

##### 継続

上記「新規」に該当しない場合。

#### (2) 「在宅・施設」の判断基準

##### 在宅

- ① 在宅者、グループホーム・特定施設入居者、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）入居者の意見書を記載した場合。  
ただし、医療機関に併設されたグループホームや特定施設の入居者に対して、定期的に診療を行っている同医療機関の医師が記載した場合は**施設**とする。  
<特定施設>有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームなどの施設
- ② 通所介護・通所リハ利用者の意見を当該施設の医師が記載した場合。

## 施設

- ① 介護保険施設、社会福祉施設、医療施設に入所（入院）している者（短期入所サービス利用者を含む）の意見書を当該施設の入居者の健康管理を業務とする医師が記載した場合。  
ただし、施設や医療機関に入所（入院）している者であっても、当該施設の入所者の管理業務を業務としない医師が記載した場合は**在宅**とする。
- ② 施設、医療機関を退所（退院）後、在宅において申請を行った者の入所（入院）時の診療録等に基づいて医師が記載した場合。

### （3）留意事項

- ① 在宅・施設の種別は、医師が記載しているときの状況で判断すること。
- ② 意見書作成料にかかる消費税は課税されます。

## 2. 施行日について

この取扱いは、令和2年4月1日から適用する。